

令和3年1月 経済委員会
令和3年1月28日（木）
〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

南委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時46分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、商工労働観光部関係の1月臨時会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第9号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果について（資料1）
- 「新型コロナ対応！企業応援給付金」の期間延長について（資料2）
- WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の実施について（資料3）
- 「もっと！とくしま応援割」の創設について（資料4）

黒下商工労働観光部長

明日開催される1月臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急対策として商工労働観光部から提出を予定しております補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

なお、この度の提出予定案件につきましては、まず、説明資料により予算額、概要を一括して御説明申し上げた後、それぞれ資料に基づき御説明をさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

商工労働観光部の令和2年度一般会計につきまして、補正額欄の最下段に記載のとおり、10億7,000万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計で898億7,895万5,000円となります。

2ページをお開きください。

課別主要事項につきまして、商工政策課の中小企業指導費の摘要欄①のア、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業でございます。

6月の定例会におきましてお認めいただいた本事業につきましては、申請期限の令和2年12月28日までに7,000を超える県内事業者の皆様に御利用いただき、新しい生活様式の定着を推進してまいりました。全国的に感染が拡大している状況を受け、新しい生活様式の下での県民の皆様への安全・安心の確保と経済活動の維持・向上を促進するため、新たに令和3年2月10日から3月31日までを募集期間とし、事業を実施するための経費7億

2,000万円の増額をお願いするものです。

次に、3ページを御覧ください。

観光政策課でございます。

観光費の摘要欄①のア、「もっと！とくしま応援割」実施事業は、これまでのとくしま応援割などの成果やノウハウを生かして県内観光需要を切れ目なく喚起するとともに、県民の皆様にも本県の魅力を再発見いただくため、とくしま冬の応援割終了後の令和3年3月1日から5月31日までの3か月間、県民限定の宿泊割引と周遊クーポンの配付を併せて実施するための経費として、3億5,000万円を計上しております。

続きまして、4ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

まず、商工政策課の中小企業総合支援費につきましては、新型コロナ対応！企業応援給付金で3億9,000万円、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業で9億円、合計12億9,000万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、観光政策課の観光交流推進費につきましては、先ほど観光政策課の補正予算案として御説明申し上げた「もっと！とくしま応援割」実施事業の実施期間が令和3年5月31日までとしておりますことから、3億5,000万円の繰越しをお願いいたします。

いずれの事業も全力を傾注いたしまして適正な執行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

商工労働観光部から提出を予定しております案件につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

この際、4点、御報告申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に係る県内企業への実態調査の結果についてでございます。

資料1を御覧ください。

当部におきましては、昨年3月より継続して県内企業への実態調査を実施しているところでございます。令和3年1月5日から令和3年1月18日までの間、商工団体、南部・西部両総合県民局と連携し、幅広い業種を対象に、今年度6回目となるフォローアップ調査を実施いたしました。

今回の調査では、全国的な感染拡大を踏まえまして、売上げの状況、経営と雇用の状況、国や県への要望といった項目について241社から回答を頂きましたものを取りまとめております。

まず、1、売上の状況でございますが、前年同月より売上げが減少との回答のあった事業者の割合は11月、12月とも69パーセント、1月の見込みでは76パーセントと増加しております。

業種別では、宿泊、観光などの観光関連産業において、11月、12月は8割の事業者が、1月の見込みはほぼ全ての事業者が前年より売上高が減少と回答されており、このうち売上げが50パーセント以上減少と回答された事業者の割合が約7割となるなど、特に、本年に入って厳しさが増している状況でございます。

また、製造業においても、11月、12月実績では6割以上、1月の見込みでは7割以上の事業者が前年より売上高が減少と回答されており、先行き不安へのお声を頂いているとこ

ろでございます。

(2)の経営と雇用の状況でございますが、経営の面においては、制度融資等の活用により運転資金を確保している、全国的に感染が拡大する中、先行きが不透明で不安とのお声が、また、雇用の面では、現状、雇用調整助成金を活用して雇用の維持に努めている、新規雇用を控えざるを得ないなどのお声が寄せられており、感染拡大の影響による先行き不安が経営面、雇用面で大きく広がっている状況と認識しております。

2、国・県への要望などでは、資金繰り支援の拡充や雇用調整助成金の延長など、長引く影響による資金面、雇用面の継続支援に加え、事業継続のための設備投資等への支援や新しい生活様式に対応するための助成金の継続、Go Toトラベルの再開等、消費・観光需要喚起策の実施などの御要望を頂いているところでございます。

今回の調査を通じて頂戴いたしました事業者の皆様方からの現状や要望をしっかりと受け止め、県の施策はもとより、国への政策提言にも活用させていただき、県内中小・小規模事業者の皆様のお業と雇用を守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、しっかり施策を展開してまいります。

2点目は、新型コロナ対応！企業応援給付金の期間延長についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

まず、1の申請の状況でございます。

この給付金につきましては、長年事業を継続されている方から創業間もない方まで幅広く対象とし、総額65億9,500万円の予算をお認めいただき、支援を展開しているところでございます。1月25日現在で5,973件、44億1,594万円の申請状況となっております。

次に、2の申請期間の延長についてでございます。

1都2府8県への緊急事態宣言の再発令など全国的に感染が急拡大する中、給付金の申請は1日当たり約20件、1,400万円のペースで推移しております。1月19日には県下経済3団体の皆様から期間延長の強い要望を頂いております。こうした状況を踏まえまして、本給付金の申請期限を現行の令和3年1月29日から令和3年5月31日までに延長するものでございます。

また、給付の対象となる融資は、令和3年3月31日までに県信用保証協会への保証申込みが完了しているものとさせていただきます。なお、この給付金のベースとなる新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、中小企業庁の制度改正に対応し、2月1日から、融資限度額を現行の4,000万円から6,000万円に引き上げます。

最後に、3の支給要件についてでございます。

本給付金につきましては、売上げが前年同月比で50パーセント以上減少していることを支給要件としております。この度の延長後は、ベースとなる融資制度との条件面での整合を図り、前々年同月との比較も可とすることとさせていただきます。

3点目は、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の実施についてでございます。

資料3を御覧ください。

まず、1の申請の状況でございます。

本助成金につきましては、申請期間としていた6月15日から12月28日までの約6か月半の間に7,221件、25億6,576万円の申請を頂いており、飲食業をはじめ小売業、理美容業な

ど様々な業種の事業者の皆様に御活用いただいているところでございます。

次に、2の主な整備内容といたしまして、業種別ガイドラインに沿った人と人との間隔を空ける間仕切り工事、空間を広げる工事、換気機能を強化する設備工事や機器の導入、接触を回避する人感センサーの設置、自動水栓工事、システム導入経費といったものを対象とさせていただいております。新しい生活様式に対応するトータル整備が進められているものと認識しております。

次に、3の募集期間等についてでございますが、全国的な感染拡大の中、政府の基本的対処方針に基づく新しい生活様式の推進が一層求められているところでございます。今後、3月、4月の年度替わりを迎えるに当たり、人口移動の増加を見据えた感染拡大防止の取組を強化する必要があること、また、県内事業者の支援機関である経済3団体の皆様方から期限延長の強い御要望を頂いたところでございまして、こうしたことを踏まえまして、令和3年2月10日から令和3年3月31日までを申請期間とし、改めて募集を行います。

なお、助成対象期間につきましては、令和3年1月30日から令和3年4月30日までといたします。新たな募集期間中に約2,800件の申請を見込んでおり、前回実施分と合わせまして、総件数は約1万件となります。

県内の業と雇用を守り抜くとの強い決意の下、県内事業者の皆様の感染拡大防止と事業継続に向けた取組を全力で支援してまいります。

4点目は、もっと！とくしま応援割の創設についてでございます。

資料4を御覧ください。

先ほど提出予定案件の中で、概要は御説明させていただいておりますので、2の事業内容から御説明させていただきます。

(1) 実施期間につきましては、令和3年3月1日から5月31日までの3か月間、
(2) 規模といたしましては、宿泊割と宿泊クーポンを併せてお一人1泊1万円を助成の上限とし、3万人泊分を予定しております。(3) 内容につきましては、まず、宿泊割は、施設内の飲食、土産物購入を含みお一人1泊5,000円を上限に宿泊費用を助成いたします。連泊利用の制限は、冬のとくしま応援割と同様に連泊の回数は2回までとし、3連泊までを上限といたします。

また、この応援割を利用して県内で宿泊される方が宿泊施設外での飲食や土産物購入、交通費等に利用できる周遊クーポンを配付することといたします。この周遊クーポンにつきましては、お一人1泊5,000円を上限に、宿泊当日を含め3日間有効な1枚当たり券種500円の紙クーポンを宿泊割の助成額の範囲内で提供いたします。

なお、宿泊割、周遊クーポンとも、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例に基づき、予防対策に取り組む施設等での利用を対象とし、安全・安心の確保を図ってまいります。

さらに、小規模宿泊施設における利用促進策といたしましては、小規模宿泊施設が地域や旅行会社と連携し魅力ある宿泊プランを造成する場合に応援割の枠配分を行う、小さなお宿応援キャンペーン（仮称）を実施いたしますほか、宿泊施設でのケータリングサービス、地元の新鮮な食材の販売など、本事業の助成の対象となるそれぞれの宿泊施設が特色を生かした独自のおもてなしや魅力的なサービス等を提供いただきますよう、しっかりサ

ポートを行ってまいりたいと考えております。

次に、資料の2ページ目を御覧ください。

冬のとくしま応援割の執行状況及び今後の対応について御報告申し上げます。

まず、(1)利用状況につきましては、令和2年12月1日の事業開始から、これまで10,951人泊、約5,161万8,000円の申請状況となっております。

次に、(2)「徳島で得するケン」の活用等についてでございますが、本県独自の割引クーポン、徳島で得するケンにつきましては、G o T o トラベルのタイアップ事業として実施してきたところでございます。昨年12月28日以降のG o T o トラベル事業の全国一斉停止に伴いまして、現在、運用を停止している状況であります。

G o T o トラベル事業停止の県内経済への影響にも鑑みまして、この徳島で得するケンを2月1日からの1か月間、冬のとくしま応援割を利用して宿泊される方にも提供することとし、効果的な県内の消費・観光需要を喚起してまいりたいと考えております。

なお、事業開始当初、宿泊施設ごとの利用数に上限1,000人泊を設定していたところでございますが、G o T o トラベルの一時停止により、規模や形態にかかわらず大きな影響が懸念されておりますことから、観光消費の利用促進を図るため、この上限を解除させていただきます。

こうした取組を通じまして、県民の皆様は徳島の魅力を安心して存分に楽しんでいただくとともに、県内観光需要の早期回復につながるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

報告につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、去る1月22日に開催された議会運営委員会において、提出予定議案については、本日の委員会において十分審議の上、明日の本会議においては、委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岡田委員

資料の説明ありがとうございました。

今回の資料2、3は期間延長のものとなっております。期間延長については、徹底して周知いただきたい。新型コロナ対応！企業応援給付金は何回でも申請できるのですか。W I T H・コロナ「新生活様式」導入応援助成金に関しては1回限りですか。

期間の延長となってきていますので、最初にお金を借りた方や備品を購入した方が申請できるというような勘違いをするとか、事業者の状況は非常に厳しく、なかなか改善されていないということもあると思います。そのあたりも丁寧に説明していただきたい。

お金を借りることができていない方に借りていただくことで経営につながる、設備が整

えられていない方にきちんと設備を整えていただくことでなりわいを継続できるような支援につながるように、広報と丁寧な説明をお願いしたいと思うのですけれど、いかがですか。

島田商工政策課長

ただいま岡田委員から、様々な施策の周知の広報について御質問いただいたところでございます。

新型コロナ対応！企業応援給付金については1事業者1回限りでございます。WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金につきましても1事業者1回限りとさせていただいているところでございます。

こうした状況も含め、本日の御審議後、協力いただいている商工会議所など様々な関係団体の窓口を通じて各会員に周知するとともに、新聞や県のホームページなどを通じてもしっかりと周知させていただきます。この制度を御活用いただき、業と雇用を守って事業継続できるようにしっかりと支援したいと考えております。

岡田委員

よろしく願いいたします。

収束するという明るい希望を持っていたところに2回目の緊急事態宣言で、近県、そして県内でもいろいろな所で発生しています。きちんと対策を行い、ちゃんと営業ができるような仕組みづくりにつながって活用していただけるようお願いしたいと思います。

もう一つ、先ほど、資料4で、もっと！とくしま応援割の創設を御説明いただきました。コロナ禍になってから、徳島に宿泊してくださる方への応援ということで、とくしま応援割が継続して実施されています。

夏のとくしま応援割は、緊急事態宣言が明けた後の6、7、8月で、春休みに何もできなかった、ゴールデンウィークも自粛という中で、県民の皆さんに県内各地を訪れていただき、大好評だったところです。

また、冬の時期の移動が少ない徳島県ですが、今は冬のとくしま応援割を実施していただいています。先ほど資料の説明にあったように、今、1万泊超えて御利用いただいているので、とくしま応援割がしっかりと認知されているということが数字に表れていて、非常にうれしく思っています。

利用いただくことで経済が回る良い取組ですので、今回、もっと！とくしま応援割という新たな提案をされています。

G o T o トラベルとの併用については、この委員会でも何回か議論されながら、宿泊費によってはとくしま応援割のほうが有益だというすみ分けをして利用いただくことで、取組が進められてきました。

3月からスタートするもっと！とくしま応援割については、一人最大1万円ということで、周遊クーポンも付いています。以前は宿泊施設での飲食のみ対象だったものが、今回の周遊クーポンは周辺のお店も利用できるということになっているようですけれど、利用できる施設の登録をどのように増やし、周知徹底するのか。利用される方に分かりやすいように取り組んでいくのか。具体的なお話があれば教えてください。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、周遊クーポンの施設登録の進め方について御質問を頂戴いたしました。

今回の周遊クーポン利用対象施設の登録につきましては、徳島で得するケンの登録施設に加え、例えば飲食店はG o T o イートや地域共通クーポンに登録している洋食、和食、中華などのレストラン、喫茶店、居酒屋、また、利用者が安心して食事ができるよう感染防止対策をとっているガイドライン実践ステッカー掲示店や事業者版スマートライフ宣言掲示店に積極的に御協力いただきたいと考えているところでございます。

利用対象施設の登録につきましては、補正予算の成立後、速やかに募集を開始することとしまして、幅広い事業者から参加を募るため、新聞広告による告知を行う予定でございます。また、登録されました事業者の皆様には、2月下旬頃に徳島市内又はオンラインで事前説明会を開催してまいります。

県民の皆様は徳島の魅力を存分に楽しんでもらえるよう、多くの事業者に登録いただき、周遊クーポンの魅力アップに向けてしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

もう一つ確認したいのですが、先ほどは、G o T o トラベルが停止しているのに2月1日から28日まで徳島で得するケンが使えるという説明があったのですが、この周遊クーポンの登録施設について改めて募集するということがいいのですか。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、徳島で得するケンと周遊クーポンの登録施設について御質問を頂戴いたしました。

徳島で得するケンの登録施設については、1月31日までの予定だったのですが、2月28日まで延長し、冬のとくしま応援割にセットで提供するようにしております。

また、周遊クーポン登録施設については改めて募集いたします。対象となっている観光施設、お土産物屋さん、飲食店といった所にもお声掛けをしていって、改めて登録していただく予定でございます。

岡田委員

いろいろな施策を順番に実施してくださっていて有り難いです。

徳島で得するケンの登録施設であれば3月からのもっと！とくしま応援割も自動で登録できると思うとお店の方が多分いらっしゃると思います。徳島で得するケンはG o T o トラベルに付いていた分ですが、3月からのもっと！とくしま応援割では、周遊クーポン利用店舗の登録を再度しなければいけないという告知といいますか、伝達をきちんとしてほしいと思います。細かいことですが、もっと！とくしま応援割の周遊クーポンの登録店の申請をしてくださいというのが、一番大事なポイントになると思います。そのあたりも丁寧に説明いただき、もう一度申し込んでくださいということをお伝え願えれば

と思います。

それと、WITH・コロナ「新生活導入」応援成金の利用施設は、ガイドライン実践ステッカーの掲示店や事業者版スマートライフ宣言の掲示店ですので、周遊クーポンの登録をお願いしたいのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

栗田商工労働観光部次長

ただいま岡田委員から、とくしまで得するケン、周遊クーポンの取扱いについても十分な周知をということで、御質問いただきました。

徳島で得するケンについては、1,000円が5枚の券種、宿泊施設外での飲食は含まれていませんが、3月1日からのもっと！とくしま応援割の周遊クーポンは宿泊施設外での飲食も対象としており、券種も500円からあるなど、同じクーポンでも違いがあります。

そういったことを十分理解した上で、管理し、配付していただくという手順を伴います。今回は自動的に登録されるのではないことを理解した上で登録していただく。そのほうが事業をより円滑に進めていくことができるということで、改めてそれを十分周知した上で登録していただくと考えているところでございます。

宿泊施設、周辺施設の方々にこの事業を理解して参加いただくよう、説明会を開いたりウェブサイトで説明したりなどの丁寧な説明を心掛け、3月1日から始まるもっと！とくしま応援割をスムーズに運営できるよう、2月中にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

加えて、2月1日からは冬のとくしま応援割と徳島で得するケンをセットで運用いたします。丁寧な説明をさせていただき、円滑に進められるように準備してまいりたいと考えております。

岡田委員

券種も500円から1,000円で、使いやすいクーポンになるということですので、登録の手続きをお願いします。また、対象となる飲食店が増えることになると思うので、知らなかった、期限が分からなかったなどということがないようにする。県民の皆さんに税金が還元されるよう配慮していただく。丁寧な説明をするなど、実施に向けての取組をお願いしたいと思います。

もう一つ気になるのが、県への申請というと、いつも10枚や20枚の束になっている書類を書かなければいけない、法務局やいろいろな所に行って書類をもらってこななければいけないというように、敷居が高いと思っている業者さんもたくさんいらっしゃいます。

そのあたり、このもっと！とくしま応援割の周遊クーポンのお店に登録する申請の仕方については、分かりやすいというか、これだったら登録しようと誰にでも思ってもらえるような形になっているのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、周遊クーポンの店舗登録の手續につきまして御質問を頂戴いたしました。

登録手續につきましては、事業者に負担を掛けないよう、できるだけ簡便に努めたいと

考えております。具体的には、徳島で得するケンと同様に登録料無料とし、事業の実施要項を遵守することを誓約してもらうとともに、登録申請書に必要事項を記入していただき、飲食店の場合は飲食店営業許可証の写しを添付の上、郵送で受付したいと考えているところでございます。

多くの事業者に登録いただいて周遊クーポンの利便性を高めるとともに、地域の消費観光につながるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

営業許可証の写しでよいなど、申請登録のハードルを低くしてくださっているようなので、できるだけ地域の飲食店の方たちが参加できるように進めていっていただきたいと思っております。

また、利用対象施設の登録については、事業者目線での手続にする。もう一つは、不正防止です。クーポン券は宿泊施設が宿泊者の方にお渡しするということになろうかと思っております。そのあたりもちょうどと気配りができるようにお願いしたいと思っております。

G o T o トラベルとのタイアップ事業が2月28日で終わって、もっと！とくしま応援割が3月1日から始まるということですがけれども、緊急事態宣言に伴って停止されているG o T o トラベルを延長して復活させるという議論もなされているようです。

今はG o T o トラベルが停止しているから、もっと！とくしま応援割に意識が向いているのですが、G o T o トラベルが再開されて県外の方たちが宿泊するようになると、どのような利用方法にするのか、また、いろいろな形でクーポン券が出てくるので、例えば、もっと！とくしま応援割とG o T o トラベルは併用できないなどというルールがこれからいろいろ考えられていく。いつからいつまで利用できるのか、どのような施設で利用できるのか、手続はどうすればいいのかなど、すごく細かい問合せ等々があるかと思うのです。

もっと！とくしま応援割を分かりやすく周知するとともに、G o T o トラベルが再開したときには混乱するであろうことも想定する。利用する方、事業者の方たちが勘違いしないようにするというのもあると思うのですが、どのような計画になっていますか。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、G o T o トラベル等々や周遊クーポン等の周知について御質問を頂戴したところでございます。

岡田委員がおっしゃったとおり、G o T o トラベルが再開されましたら、地域共通クーポン等も利用できるようになり、複数の助成制度が利用可能となります。各助成制度の利用方法、利用施設について、事業者や県民の皆さんに分かりやすく周知する必要があると考えているところでございます。

そこで、早期に関係部局等と連携しまして、もっと！とくしま応援割の公式サイト内に国や県の消費喚起事業の特集ページを開設し、クーポン等の利用方法や利用対象施設を分かりやすく取りまとめるとともに、各事業の公式サイトへのリンクを追加することで、各支援事業についても一元的に情報発信してまいりたいと考えているところでございます。

今後、国や県が展開する消費喚起事業につきまして、事業者が取り組みやすく、県民の

皆様により御理解いただけるように周知啓発に努めてまいります。

岡田委員

県民・事業者目線で分かりやすく整理したサイトを立ち上げて、活用しやすい仕組みを作っていただきたいと思います。

今回、危機管理環境部において「新しい生活様式」実装推進事業飲食店応援金の制度が議論されていますし、県土整備部ではとくしまプレミアム交通券、商工労働観光部ではもっと！とくしま応援割を実施するなど、いろいろな部局でいろいろな施策が実施されています。県庁サイドで見れば、どこの部局が実施しているという話ですけれど、県民目線で言えば、どこがしていても同じです。

もう一つ言うと、国のGoToイート、GoToトラベルなどについても、県民の方たちは同じ基準で調べますので、ここを見たら分かるというように、部局を横断して情報提供できるようなサイトにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

栗田商工労働観光部次長

ただいま岡田委員から、もっと！とくしま応援割だけではなく、「新しい生活様式」実装推進事業飲食店応援金、とくしまプレミアム交通券などといった様々な支援事業につきまして、一元的に分かりやすく周知すればどうかという御意見を頂きました。

もっと！とくしま応援割もそうでございますが、この度の補正予算で上げさせていただいている様々な支援制度につきましては、コロナ禍にあって県民や事業者の方々に頑張ってもらいたくために支援していくということでは、全て共通した支援制度でございます。

したがって、そういった支援制度につきましては、事業者、県民の方々に分かりやすく周知する、例えばウェブのページをそれぞれ探さなければ分からないというのではなく、それぞれの支援制度について、ここを見れば大体概略が分かるというような仕組みが不可欠であると思っております。

この点につきましては、各部局と連携いたしまして、分かりやすく一元的に周知ができる手法を早急に検討していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

岡田委員

県民目線で考えて、具体的ではないけれど検索していただくとすぐに見付かるようにする。いろいろな支援のリンクを張っているなど、情報が全部出てこなくても自分が調べたいことが書いてあるのを見付けたら、リンクの先に行くなど、自分で掘り下げていく方法もできようかと思えます。

いろいろな部署が施策を実施していますので、県民の皆様への周知徹底ができて、必要な方に必要な施策が届くよう、丁寧につながっていくようなものとして、まずは入り口が大事ですし、一目で分かるような取組をしていただきたいと思えます。

商工労働観光部が音頭をとって、県庁内の各部局からの情報を横断的に入れてほしいと思います。先ほどの説明にあった新型コロナ対応！企業応援給付金、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金が期間延長になったということも含めての話になってきます。膨大な量になってくるので、どこまで精査していくのか必要ですけれど、まずは、

ぱっと見て分かって探しやすいということをお願いしたいと思います。

委員会で議論させてもらっていますけれど、今回の補正予算については、県民の皆様に実際に活用してもらえる制度でなければ意味がありませんので、そのあたりは周知徹底ができるように、いろいろな広報手段を使って取組を進めていただければと思います。

南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時28分）